

## 嘉手納基地への米空軍無人偵察機 MQ-9 の配備に対する決議

令和 5 年 10 月 6 日、沖縄防衛局より本市に対し、「海上自衛隊鹿屋航空基地に一時展開している 8 機の米空軍無人偵察機 MQ-9 の嘉手納基地への配備と、隊員約 100 人が期間を定めず配備され、11 月から運用開始される」との説明があり、同月 13 日から 22 日にかけて、同機 6 機が嘉手納基地に飛来した。さらに 11 月 7 日には MQ-9 部隊の嘉手納基地での運用が開始されたことを確認したと沖縄防衛局から通知があった。

同機は今年 8 月、鹿屋基地において、滑走路逸脱事故を起こしているが、当該事故の原因について公表されない中での嘉手納基地への配備に対しては市民が不安を感じている状態である。

さらに、具体的な負担軽減が示されない中での MQ-9 の無期限配備は、基地の機能強化、負担増に他ならず、嘉手納基地周辺住民は、基地があることで不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、その負担は計り知れない。日米両政府はそのことを認識し、ルール遵守と実質的な負担軽減を図るべきである。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、安全を守る立場から MQ-9 の嘉手納基地運用に対し、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

1. 嘉手納飛行場での MQ-9 の運用にあたっては、市民の安全確保を最優先するとともに、事故防止対策を徹底すること。
2. 嘉手納飛行場での MQ-9 の運用にあたっては、市街地上空及び深夜早朝の飛行は可能な限り行わず、騒音の低減に努め、市民に過重な影響が及ぶことがないようにすること。
3. MQ-9 に従事する新たな部隊員等への教育や管理を徹底し、市民が安心して生活できるよう取り組むこと。
4. 偵察活動のみを目的とし、その他の目的で活動しないこと。

以上、決議する。

令和 5 年 12 月 21 日  
沖 縄 市 議 会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 在沖米空軍第 18 航空団司令官